

# 新規上場申請のための四半期報告書

株式会社ジィ・シィ企画

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための四半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 山道 裕己 殿

**【提出日】** 2021年 8 月24日

**【四半期会計期間】** 第26期第 1 四半期(自 2020年 7 月 1 日 至 2020年 9 月30日)

**【会社名】** 株式会社ジィ・シィ企画

**【英訳名】** Global Communication Planning Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 矢ヶ部 啓一

**【本店の所在の場所】** 千葉県佐倉市王子台一丁目28番 8 号

**【電話番号】** 043-464-3348

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営管理本部長 坂井 正人

**【最寄りの連絡場所】** 千葉県佐倉市王子台一丁目28番 8 号

**【電話番号】** 043-464-3348

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営管理本部長 坂井 正人

# 目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	6
第4【経理の状況】	7
1【四半期財務諸表】	8
2【その他】	16
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	17
四半期レビュー報告書	巻末

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第26期 第1四半期 累計期間	第25期
会計期間		自2020年7月1日 至2020年9月30日	自2019年7月1日 至2020年6月30日
売上高	(千円)	461,647	2,638,337
経常利益	(千円)	22,103	377,305
四半期(当期)純利益	(千円)	16,758	268,087
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	186,030	186,030
発行済株式総数	(株)	50,884	50,884
純資産額	(千円)	662,507	681,357
総資産額	(千円)	2,119,314	2,013,397
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	8.24	131.76
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	700.00
自己資本比率	(%)	31.3	33.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 当社は、第25期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第25期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 当社は、2021年3月12日を効力発生日として普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算出しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限により、企業業績や雇用・所得は悪化し、極めて厳しい状況となりました。緊急事態宣言解除後は、経済活動が徐々に再開しているものの、収束の見通しが立たないことからその先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社を取り巻く環境については、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期によりインバウンド需要が消失し想定外の事態となった一方で、政府が示す「新しい生活様式」の中では電子決済の利用が推奨され、今後キャッシュレス決済の需要は益々拡大することが予想されます。

このような環境の中、当社はスーパー・ディスカウントストア等の小売業を中心にEMVに準拠した決済システム及び端末の提案や導入を進めてまいりました。また、顧客のニーズに応じた既存システムへの改修・機能強化の案件を受注することができました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は461,647千円となりました。売上高のサービス別の内訳として、情報システム開発の売上高は235,420千円、アウトソーシングサービスの売上高は226,226千円となり、営業利益は24,205千円、経常利益は22,103千円、四半期純利益は16,758千円となりました。

なお、当社は、キャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現時点において大きな影響はありませんが、短期的に解消されるものとは考えておらず、引き続き状況を注視してまいります。

また、資産、負債及び純資産の状況は次のとおりであります。

#### (資産)

流動資産は、前事業年度末と比べて106,040千円増加し、1,862,422千円となりました。これは主に、現金及び預金が増加した257,427千円、商品が増加した9,141千円、一方、売掛金が減少した171,366千円によるものであります。固定資産は、前事業年度末と比べて、124千円減少し、256,892千円となりました。これは主に、無形固定資産が増加した12,289千円、一方、減価償却費の計上により有形固定資産が減少した7,861千円によるものであります。

この結果、当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ105,916千円増加し、2,119,314千円となりました。

#### (負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて149,029千円増加し、1,325,876千円となりました。これは主に、短期借入金が増加した340,000千円、一方、未払金が減少した133,523千円、未払法人税等が減少した86,699千円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べて24,263千円減少し、130,930千円となりました。これは主に、長期借入金が増加した23,741千円によるものであります。

この結果、当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ124,765千円増加し、1,456,806千円となりました。

#### (純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて18,849千円減少し、662,507千円となりました。これは、利益剰余金が増加した16,758千円、一方、配当金の支払により35,607千円減少したことに伴うものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、41,836千円であります。

当第1四半期累計期間においても、前事業年度と同様に既存事業の拡張に向けた研究開発と将来の事業化に向けた研究開発を行っており、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

(注) 2021年2月12日開催の取締役会及び2021年3月12日開催の臨時株主総会の決議により、2021年3月12日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は7,900,000株増加し、8,000,000株となっております。

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	50,884	2,088,160	非上場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 単元株式数は100株であり ます。
計	50,884	2,088,160	—	—

(注) 1. 2020年12月24日に第2回新株予約権の権利行使により1,320株増加しております。  
2. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,035,956株増加し、2,088,160株となっております。  
3. 2021年3月12日開催の臨時株主総会決議により、2021年3月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	—	50,884	—	186,030	—	69,630

- (注) 1. 2020年12月24日に第2回新株予約権の権利行使により1,320株増加しております。  
 2. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月12日を効力発生日として普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は2,035,956株増加し、2,088,160株となっております。  
 3. 上記発行済株式総数については、当該株式分割前の発行済株式総数を記載しております。

## (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,868	50,868	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	50,884	—	—
総株主の議決権	—	50,868	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。  
 2. 2020年12月24日に第2回新株予約権の権利行使により1,320株増加しております。  
 3. 2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月12日を効力発生日として普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は2,035,956株増加し、2,088,160株となっております。  
 4. 2021年3月12日開催の臨時株主総会決議により、2021年3月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。  
 5. 上記発行済株式数については、当該株式分割前の発行済株式数を記載しております。

## ② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株ジイ・シイ企画	千葉県佐倉市王子台1-28-8	16	—	16	0.03
計	—	16	—	16	0.03

- (注) 1. 上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当新規上場申請のための四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比を行っておりません。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,150,062	1,407,489
売掛金	410,220	238,853
商品	138,475	147,617
仕掛品	13,696	11,543
その他	43,926	56,918
流動資産合計	1,756,381	1,862,422
固定資産		
有形固定資産	119,998	112,137
無形固定資産	59,372	71,661
投資その他の資産	77,645	73,093
固定資産合計	257,016	256,892
資産合計	2,013,397	2,119,314

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,836	38,527
短期借入金	※ 530,000	※ 870,000
1年内返済予定の長期借入金	111,564	107,414
未払金	166,859	33,336
未払法人税等	95,141	8,441
未払消費税等	45,668	29,361
預り金	65,814	80,547
賞与引当金	—	24,878
受注損失引当金	2,245	14
その他	132,717	133,354
流動負債合計	1,176,847	1,325,876
固定負債		
長期借入金	152,255	128,514
その他	2,938	2,416
固定負債合計	155,193	130,930
負債合計	1,332,040	1,456,806
純資産の部		
株主資本		
資本金	186,030	186,030
資本剰余金	69,630	69,630
利益剰余金	425,784	406,935
自己株式	△87	△87
株主資本合計	681,357	662,507
純資産合計	681,357	662,507
負債純資産合計	2,013,397	2,119,314

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
売上高	461,647
売上原価	263,563
売上総利益	198,083
販売費及び一般管理費	173,877
営業利益	24,205
営業外収益	
助成金収入	470
その他	36
営業外収益合計	506
営業外費用	
支払利息	1,572
為替差損	560
その他	476
営業外費用合計	2,609
経常利益	22,103
税引前四半期純利益	22,103
法人税等	5,345
四半期純利益	16,758

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当第1四半期会計期間における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当第1四半期会計期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌四半期会計期間以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高はそれぞれ次のとおりであります。

当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)	
当座貸越限度額の総額	100,000千円
借入実行残高	-千円
差引額	100,000千円

  

当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)	
コミットメントライン設定金額	500,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	100,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	
減価償却費	14,199千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	35,607	700.00	2020年6月30日	2020年9月30日	利益剰余金

(注) 1. 「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

当社の事業セグメントは、キャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2020年7月1日 至2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益	8円24銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	16,758
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	16,758
普通株式の期中平均株式数(株)	2,034,720
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2021年3月12日を効力発生日として普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり四半期純利益」を算出しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年2月12日の取締役会に基づき、2021年3月12日付で株式分割、単元株制度の採用及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を図るとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2021年3月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき40株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	52,204株
今回の株式分割により増加する株式数	2,035,956株
株式分割後の発行済株式総数	2,088,160株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	2021年2月24日
基準日	2021年3月11日
効力発生日	2021年3月12日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益	8円24銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2021年6月期第1四半期より四半期財務諸表を作成しているため、2020年6月期第1四半期の1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については記載しておりません。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行済株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年3月12日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更するものであります。

②定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>100,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>8,000,000株</u> とする。

③定款変更の日程

効力発生日 2021年3月12日

(4) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2021年3月12日以降、以下のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	8,000円	200円
第4回新株予約権	9,000円	225円
第5回新株予約権	10,000円	250円
第6回新株予約権	12,000円	300円

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月13日

株式会社 ジイ・シイ 企画  
取締役会 御中

## EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

山本秀仁 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

井澤依子 

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジイ・シイ企画の2020年7月1日から2021年6月30日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジイ・シイ企画の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上